

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和2年9月

CONTENTS

	頁
◆業務運営委員会開催のご報告	2
◆適正化運営委員会のご報告	3
◆労働時間の規制①と労働力確保、国交省標準的運賃について	4
◆労働時間等の規制について②	5
◆秋の全国交通安全運動の実施	7
◆秋の全国交通安全運動 三重県重点	8
◆働きやすい職場認証制度 申請受付開始について	8
◆流通経済大学 推薦入試制度(全ト協推薦枠)のご案内	8
◆運行管理者 一般講習のご案内	9
◆運行管理者 基礎講習のご案内	9
◆安全宣言事業所200days 安全宣言ラリー 実施中	10
◆社会と共生、環境にやさしいトラック輸送を	10
◆「くらしと経済を支えます～トラック輸送で働く人たち」	10
◆県ト協助成金の申請期限について	11
◆全ト協助成金の申請期限(変更)について	11
◆国交省 低公害車導入助成 受付開始	11
◆水害統計調査へのご協力のお願い(県土整備部河川課)	11
◆社員教育用のDVDの貸し出し	13
◆新入会員様のご紹介	13
◆会員様の所在地変更等	13

別紙のご案内

- ・貨物集配中の車両に係る駐車可規制の実施について(桑名駅西口)
- ・整備管理者選任前研修 開催のご案内 事前の申込が必要
- ・募集 ネット活用モデル 労働力確保と取引先確保Web営業ツール
- ・整備管理者選任後研修のご案内 事前の申込が必要
- ・運行管理者一般講習 ヤマト・スタッフ・サプライ実施分 受講申込
- ・グリーン経営取得をめざす講習会 受講者募集
- ・トラックドライバーになるための運転免許取得支援プログラム
- ・秋の全国交通安全運動
- ・夕暮れ時、ちょっと早めのライトオン運動
- ・火災・車輪脱落・車体腐食防止のためにしっかり点検整備しましょう
- ・9月10日は「自動車点検整備推進強化月間」です
- ・事業役員・永年勤続従事者表彰の推薦について(公募)

一般社団法人三重県トラック協会
http://www.santokyo.or.jp

TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



◆ 業務運営委員会開催のご報告

令和2年8月11日(火)業務運営委員会を開催いたしました。

◇委員構成は右のとおりです

	本部役員	支部役員
(委員長・副会長・北勢)	(株)暁興産 伊藤康彦◎	
新委員に◎印	出口運送(株) 出口玉樹◎	(株)東海通商 仲井衆和◎
敬称略	阿倉川運送(株) 上村敦暢	勢州運輸(有) 佐藤寿哉◎
	山川運輸(株) 山川 清◎	亀山急送(株) 寺田 潔◎
	昌和商事(株) 田村三千夫	(株)山博運送 山口英樹
	橘運輸(有) 中東利明	(株)川口運輸 川口 昭
	ミナミ運輸(有) 南 英雄	(有)つた運輸 山本正一
	中西総合運輸(株) 中西理晃	三重運輸(株) 柘植裕司
	---	紀州高速運輸(株) 西田 洋
	南郷運輸(有) 花尻和典	---
	(専務理事) 川方 尚	

- ・委員長 (株)暁興産 伊藤康彦 様
- ・副委員長 南郷運輸(有) 花尻和典 様
阿倉川運送(株) 上村敦暢 様

- (1)交通安全に係る事業
- (2)環境対策に係る事業
- (3)近代化・合理化に係る事業
- (4)労働対策に係る事業
- (5)相談、指導等会員サービス事業
- (6)支部活動に対する支援事業
- (7)その他、理事会から委嘱された事項

◇所管事業は右に記載のとおりです

◇業務運営委員会からの広報委員5名を選出しました。

出口運送(株)	阿倉川運送(株)	山川運輸(株)	中西総合運輸(株)	紀州高速運輸(株)
出口玉樹 様	上村敦暢 様	山川 清 様	中西理晃 様	西田 洋 様

◇委員会議事の結果

- ・コロナ関連の対策事業として2項目を理事会に提案する。
 - ①医療用非接触体温計を会員の皆様に配布できるよう事業変更を行うこと。
 - ②ハンディタイプアルコールチェッカーの導入に対する助成ができるよう事業変更を行うこと。
- ・下記の会員向けセミナー開催が認められた。
 - ①ホワイト経営「働きやすい職場認証」セミナーを9/14・9/16に開催
 - ②インターネット活用モデル事業募集 説明会 を8/28に開催
 - ③健康起因事故防止セミナー を9/8に開催
 - ④標準的運賃セミナー を11月中旬に開催
- ・標準的運賃は「関心は高い。取組みを考える必要がある。実効あるものにしないといけない」「貸切だけで積合せ運賃がない」「運賃値下げの要請がある」「標準的運賃の〇%として自社運賃の目安はできる」「積込・待機・運賃と追い風と考えるが、荷主は知っているも理解せずが多い」「荷主に認めて頂くためのトラック協会の行動はどうか」の意見が出された。
- *標準的運賃は令和6年3月までの時限措置。強制力は無いので自分たちのものとして進めていく必要がある。全ト協は行政との連名で経団連ほか荷主団体への依頼と、荷主企業への直接チラシ配布を行う。将来的にも労働者不足は明確なので、それを含めた啓発が必要と考える。
- *三ト協は11月に説明会。後に原価計算の勉強会を計画。また、荷主への要請・啓発を実施したい。
- *標準的な運賃という施策を、国交省がトラックの業界のために考えてくれた事は、我々には追い風となる。プラス要因であり、よく勉強していきたい。と取りまとめを行った。
- ・その他、災害支援と働き方改革／有給休暇取得の意見交換が行われた。

◆ 適正化運営委員会のご報告

- ◇ 日 時 令和2年8月19日(水) 10:30～
- ◇ 場 所 ホテルグリーンパーク津
- ◇ 出席者 適正化委員15名 欠席3名
- ◇ 委員紹介(敬称略)

委員長 委員長(筆頭副会長) 北進運輸(株) 中川進治

本部役員

支部役員

◎新委員	桑員	北勢運送(株)	◎ 上田泰爾	由原運送(株)	◎ 由原祐一
	北勢	池畑運送(株)	◎ 池畑弘樹	塩浜運送(株)	◎ 小川喜美子
	鈴鹿	(株)スゞキャリアサービス ㊦	◎ 寺川正浩	三重執鬼(株)	◎ 寺田 忍
	津	イトウ運送(株)	◎ 伊藤 孝	久居運送(株)	菅内章夫
	松阪	大王運輸(株)	天白拓治	林運送(有)	林 泰司
	南勢	三重近物通運(株) ㊦	酒徳 茂	吉田産業(株)	吉田尚由
	伊賀	三栄運輸(株)	山本貞夫	(有)柘植運送	㊦ 唐川達之進
	紀北		---	宮本運送(有)	宮本祥志
	南紀		---	大井運送(有)	大井 隆
	トラック協会専務理事		◎ 川方 尚		

議事事項

議長(委員長) 北進運輸(株) 中川進治 様

副委員長2名及び広報委員5名の選出、今年度の事業実施状況、巡回訪問の結果、物流セミナー開催について

- ① 副委員長2名の選出を行った。
池畑運送(株) 池畑弘樹 様、大王運輸(株) 天白拓治 様
- ② 広報委員5名の選出を行った。
イトウ運送(株) 伊藤 孝 様、大王運輸(株) 天白拓治 様、三重近物通運(株) 酒徳 茂 様
三栄運輸(株) 山本貞夫 様、大井運送(有) 大井 隆 様
- ③ 4月から7月までの事業実施状況の報告を行った。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い5月、6月の巡回訪問を国の自粛要請に従い中止した。(実施は4月、7月で32件)
 - ・ トラックドライバーコンテストを6月20日(土) 北部輸送サービスセンターで開催を予定していたが全国大会の中止を踏まえコロナウイルス感染症予防のため中止した。
 - ・ 安全性優良事業所(Gマーク)認定申請受付状況 199件、新規33件、更新166件
(内訳 初回 21件、2回 70件、3回 44件、4回 19件、5回 12件)
 - ・ 初任運転者特別講習は、4月、5月コロナウイルス感染症予防のため中止したが、7月2回(7/2～3, 7/20～21), 9/14～15・17, 12/3～4, 12/5～26に開催を予定。
- ④ 4月から7月までの巡回訪問の結果報告を行った。
 - ・ 実施 32件(内訳 通常 30件、特別 2件)
 - ・ 総合評価 A 20件、B 5件、C 4件、D 0件、E 0件、その他 3件
- ⑤ 物流セミナーの開催について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い11月開催が難しいと判断し、令和3年2月の開催に向けホテルグリーンパーク津の会場を2月8日、10日に仮予約しているが、3ヶ月前からキャンセル料金が負担となること、三密(密集・密閉・密接)を回避するため、会場定員の半数の人員で懇親会の実施は難しいことを説明し、開催を検討した。
委員会としては、コロナウイルス感染症の動向が掴めない現状で、多くの荷主様や会員の参加は得られないと思われること、講演後に荷主様と一緒に懇談することに意味があるとして中止の意思決定が図られた。今後は適正化運営委員会から物流セミナー中止を理事会に諮って最終決定することになった。

◆労働時間の規制①と労働力確保、国交省標準的運賃について

働き方改革をすすめる上での 労働時間規制を記載しています

下記に記載の【 労働規制への対応 】
また昨年まで顕著であり 再度確実に訪れる【 労働力不足 】
これらを乗り越え、運送事業が健全な経営が出来るようにと
国交省が告示した【 標準的な運賃 】

今、コロナの影響で経済が大きく萎縮していますが、内容を確認し
今後に向けて備えて頂くようお願いします

国交省告示「標準的な運賃」普及に向けての説明会は
11月12日(津) / 11月13日(四日市)で 開催を予定しています
開催の詳細は来月ご案内します

- ① 残業時間の上限規制 … 一般職に適用 (ドライバーは除外です)
月45時間・年360時間 事務 作業職 運行管理者/整備管理者等が該当します
中小企業も 2020年4月～ 適用開始となりました。 大企業は 2019年4月から

◎残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間 とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)

◎臨時的な特別の事情で 労使が合意する場合でも、下記時間を超えることはできません。

- ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内
(休日労働を含む)
 - ・月100時間未満(休日労働を含む)
- * 月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。
* 原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

法律で残業時間の上限が定められ、上記を超える時間の残業はできなくなりました。

- ② トラックドライバーの残業時間は 年960時間の上限規制 2024年4月～

- ③ 月60時間を超える残業は、割増賃金率が50%に引き上げられます
中小企業は 2023年4月～ 大企業は既に適用中

- ④ 年5日の 年次有給休暇を取得させる義務 2019年 4月～適用中

* 継続勤務6か月以上の年10日以上有給休暇が付与される労働者に、年に5日の有給休暇を取得させない場合「30万円以下の罰金」が科されます。罰金は従業員1人につき1罪となるため、従業員10人の企業で全員が年に5日を取得できなかった場合は、最大で300万円の罰金です。

労働基準監督署によると、有給休暇について労働者から「取得できない」と申告されるケースがあるそうです。今後、事業者への聞き取りを行い、取得させていない場合は 改善の指導から始まり、その後「勧告」等へ。是正されない場合は「罰金」へと進んでいく可能性があります。

◆ 労働時間等の規制について②

労働時間等を管理する上で必要な 時間規制等 をまとめています。

◇ 労働時間の基本

◇ 週40時間 …… 1 週間の労働時間は、休憩期間を除き 40時間 が基本です。(法定労働時間)

◇ 1日8時間 …… 1 日の労働時間は、休憩期間を除き 8時間 が基本です。(法定労働時間)

◇ 休憩時間 …… 1 日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上、労働時間の途中に、労働者が自由に使える休憩時間が必要です。

・ 所定労働時間(会社で決める労働時間)は、上記の法定労働時間内となるように定めます。

◇ 休日 …… 所定労働時間1日8時間の場合、労働5日+休日2日の週休2日となります。
(週休1日の場合、週40時間とするには=1日の所定労働時間は6時間40分となります)

・ なお、法定休日として、週に1回 あるいは 4週を通じて4日の休日が最低必要と法律で定められています。週休2日の場合も法定休日はどの日か特定が必要です。

・ 時間外勤務や休日労働

上記で定められた労働時間を超過する勤務や、休日に労働する必要がある場合、労働者との間で一定の基準が協定してあり、労働基準監督署に届出た場合は、その協定の範囲内で労働可能となります。協定が無ければ時間外勤務や休日労働をさせることは出来ません。(36協定)

※時間外勤務・休日労働等の割増賃金

時間外労働、深夜労働、休日労働等には、割増賃金を支払わなくてはなりません。

賃金計算方法が 運賃出来高、売上げ歩合等に基づく場合であっても、時間外労働、深夜労働、休日労働等に対する割増賃金の支払いが免除されるものではありません。ご注意ください。

時間外、深夜働、休日等	時間	割増率
・ 時間外労働(法定内)	→ 所定労働時間を超え、1日8時間、週40時間以内	→ 割増なし
・ 時間外労働(法定外)	→ 法定労働時間(1日8時間、週40時間)を超える残業	→ 25%
・ 法定休日労働	→ 法定休日の労働時間	→ 35%
・ 深夜労働	→ 22:00~5:00の労働	→ 25%
・ 時間外労働+深夜労働	→ 法定外時間外+22:00~5:00	→ 25%+25%=50%
・ 法定休日労働+深夜労働	→ 法定休日+深夜労働の時間	→ 35%+25%=60%

上記は、原則的な内容にてお示ししています。変形労働時間制、交替制勤務などにより、柔軟に時間を設定した働き方もございますので、各社の労働時間対応の詳細については労務士事務所または労働基準監督署でご確認/ご相談いただきますようお願いいたします。

トラックドライバー職と、事務職・作業職・運行管理者/整備管理者では、異なった労務管理が必要です。 お間違えのないようお願いいたします。

◇自動車運転者(ドライバー)に適用される労働時間等

ドライバーは仕事の性質上 長時間労働になる事が多いため、労働時間等の改善基準が告示されています。トラックドライバーはこの基準も遵守する必要があります。

・拘束時間 …… 労働時間と休憩仮眠時間の合計

① 1ヶ月の上限 293時間

(労使協定があるときは、1年のうち6ヶ月までは、1年間の拘束が3,516時間を超えない範囲内で320時間まで延長可)

・始業から終業までの拘束時間を1ヵ月間集計して確認します。

② 1日 原則13時間 ※ 最大16時間

・15時間超えは1週2回以内が限度です。

このため、片道拘束15時間を超える長距離輸送の往復は週1回しか出来ません。

始業からの24時間が1日のため、この24時間以内に次の勤務が始まる場合、先の24時間が到達するまでの次の勤務は 前日/当日両方の拘束として時間はダブルでカウントします。

・休息期間 …… 1日(始業からの24時間が1日)の勤務が終わり、次の勤務までの間の、睡眠時間を含む全く自由な時間として

継続8時間以上の休息が必要です。

運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。

・運転時間

① 1日の運転は、2日平均で9時間が限度

特定の起算日を含み その前後 各々2日の平均の運転時間を確認し、両方とも9時間を超える場合は違反です。

② 1週間の運転は2週間平均で44時間が上限

特定の起算日から2週間毎に区切り、1週目の運転時間合計と2週目の運転時間を合計し、平均します。2週平均44時間以内なら良いです。

・連続運転時間 …… 4時間が限度です

運転開始後、4時間以内 または 4時間経過直後に30分以上の運転離脱が必要です。(1回 連続10分以上かつ合計30分以上であれば分割可能)

拘束時間・休息期間の特例

・休息期間の分割

業務上やむを得ない場合に限り、始業からの24時間に、1回が継続4時間以上、合計10時間以上に分割した休息でも可能です。
(一定期間における全勤務回数の1/2が限度)

・2人乗務の特例

2人乗務(ベッド付)の場合、1日の最大拘束時間は20時間まで延長でき、休息期間は4時間まで短縮できます。

・隔日勤務の特例

- ①2暦日の拘束時間は21時間が上限です
- ②2週間で3回までは24時間が可能です
(夜間4時間以上の仮眠付きが条件)
ただし2週間で総拘束時間は126時間まで。
- ③勤務終了後、継続20時間以上の休息が必要。

・フェリーに乗船する場合の特例

勤務の中途のフェリー乗船は休息期間とします。

この休息は必要な休息時間8時間から減算出来ます。ただし減算後の休息期間は、フェリー下船から勤務終了時までの時間の1/2を下回ってはなりません。

・時間外労働/休日労働……左記の拘束時間の上限範囲内で労使協定が必要です(36協定)

・休日労働は、2週間に1回が限度です。

・休日の取扱い

休日は休息期間+連続24時間で成立します。なお、いかなる場合であっても連続30時間を下回ってはなりません。2日連続の休日の場合、2日目は連続24時間以上あれば良いです。

・適用除外

緊急輸送・危険物輸送等の業務については労働基準局長の定めにより適用除外です。

◆ 秋の全国交通安全運動の実施

秋の全国交通安全運動が実施されます。会員様各社におかれましても、乗務員様への適切な指導により事故のない安全な運行が行われますよう 安全運動の展開をお願いします。

秋の全国交通安全運動

期 間

9月21日(月)～30日(水) 10日間

1. 安全運行の確保

運転者に対し、以下の事項を重点においた安全運行の徹底について指導してください。

特に、事業用トラックによる飲酒運転事故の増加や、事故の半数を追突事故が占め、死亡事故の4割が交差点で発生していることから「**飲酒運転の根絶**」「**追突事故及び交差点における事故の防止**」を**最重点事項として徹底してください。**

<最重点項目>

- (1) **酒気帯び運転、飲酒運転の根絶を徹底**するため、日本トラック協会制作の「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した運転者指導を実施し、**アルコール検知器を使用した厳正な点呼**をおこなって下さい。
- (2) 追突事故、交差点における事故を防止するため、「**トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット**」「**トラック交差点事故防止マニュアル**」を活用し、**追突事故防止を徹底して下さい。**

<重点項目>

- (3) **子供と高齢者のそばを通過する際は、十分に速度を落とすなど、思いやりのある運転**を行なって下さい。
- (4) 夕暮れ時と夜間における歩行者および自転車の交通事故を防止するため、**前照灯は早めに点灯、昼間よりも控えめの速度で走行**して下さい。
- (5) 乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底して下さい。
- (6) **高速道路の事故は、高速道路に入り1時間以内に多く発生しているため、高速道路に入った後は可能な限り早い段階で休憩をとり、高速道路での事故防止も徹底して下さい。**
- (7) 全日本トラック協会制作の「**トレーラハンドブック**」や「**鉄鋼輸送に携わるプロ運転者・管理者用ガイドブック**」を活用し、**海上コンテナの固定方法や鋼材の固縛方法を再確認し、横転や荷崩れ等のトレーラ事故の防止を図ってください。**

(8) 国土交通省制作の「**事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル**」および全日本トラック協会が制作した「**トラック事業者のための健康起因事故防止マニュアル(改訂版)**」等に基づき、**点呼時等において運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、体調急変に伴う事故の防止を図って下さい。**

(9) 運転者の休憩または睡眠のための時間および休息のための時間が十分確保されるよう、勤務時間および乗務時間を定めるとともに、運行管理者は 運行経路、運行時間、休憩地点を含む適切な運行指示書を作成して下さい。また、運行計画 ならびに 乗務割 の作成を行い、**点呼時等においては 運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転や睡眠不足による運転の防止に努めて下さい。**

(10) 全日本トラック協会ホームページに掲載中の「**WEB版ヒヤリハット集**」等を活用し、KYTを実施。「**だろー運転**」から「**かもしれない運転**」を心掛けてください。

2. 車両の安全性確保

大型トラックのスペアタイヤ等について定期点検が義務付けられたことを踏まえ、「**自動車点検整備推進運動**」および「**不正改造車を排除する運動**」を積極的に推進し、**車両の日常点検および定期点検を確実に実施し、不正改造の防止も徹底して下さい。**

3. 事故情報の収集による安全意識の高揚

全日本トラック協会ホームページ上に掲載されている「**トラックの重大事故にかかる統計データ**」や、国土交通省メールマガジン「**事業用自動車安全通信**」等を活用することにより、**事業用自動車の重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等についての情報収集に努め、従業員の安全意識高揚を図ってください。**

飲酒運転に伴う交通事故が、事業用自動車で今年 全国で20件発生しています。安全教育の際には、**飲酒運転根絶を徹底してください**

◆ 秋の全国交通安全運動 三重県重点

9/21(月)～9/30(水)

【重点項目】

- 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

チラシを同封しています



◆ 働きやすい職場認証制度 申請受付開始について

国土交通省において、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として「働きやすい職場認証制度」を創設することが決定されました。本制度は、職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、国土交通省、厚生労働省が連携して、求職者の運転者への就職を促進することを目的としたものです。

コロナウイルス感染症の影響で申請開始が遅れておりましたが、この度「申請案内書」「申請受付期間」等が公表されました。

働きやすい職場認証制度<ホワイト経営>

申請受付期間

令和2年 **9月16日**～**12月15日**

認証項目、申請方法は「働きやすい職場認証制度」

ホームページにてご確認ください。

「働きやすい職場認証制度」とはドライバーの労働条件や労働環境を求職者が容易に確認できるよう、第三者機関が評価認証を行う制度です。

認証実施団体は、一般財団法人日本海事協会(ClassNK)です。

◆ 流通経済大学 推薦入試制度(全ト協推薦枠)のご案内

流通経済大学は、流通経済活動 特に物流関係の研究・教育に力を入れており、陸運・国際輸送・物流情報システム・流通システムなど、物流・流通に関連する多様な科目が開講されています。

令和3年度の同大学入試に トラック協会推薦
総合型選抜自己アピール制度
(書類審査・Web面談、Webドリル)
がございます。

詳細は全日本トラック協会ホームページにて
ご確認ください

受験ご希望の方は トラック協会までご連絡
いただきますよう ご案内申し上げます。

流通経済大学（4年制大学）

- 自分で選べる「キャンパス選択制」
 - ・茨城県龍ヶ崎市の龍ヶ崎キャンパス
 - ・千葉県松戸市の新松戸キャンパス
- 「実学重視」のカリキュラム
- きめ細やかな教育 全員ゼミ制・少人数教育

トラック協会推薦入試 募集学部

- 経済学部（経済学科：経営学科）
- 社会学部（社会学科：国際観光学科）
- 流通情報学部（流通情報学科）
- 法学部（ビジネス法学科：自治行政学科）
- スポーツ健康科学部
(スポーツ健康科学科:スポーツコミュニケーション学科)

◆ 運行管理者 一般講習のご案内

8月末現在発表分

下記の受講対象に該当する運行管理者の皆様はご予約いただきますようお願い申し上げます。

◇ 受講対象者

- ① 運行管理者に新たに選任された方
- ② 運行管理者として選任されている方で今年度の対象者（2年度に1度受講下さい）
- ③ 前回受講できなかった運行管理者の方

左記①～③のいずれかに該当する方は受講して下さい

【念のため 運行管理者手帳をご確認下さい】

今年度対象者は、前回の受講が30年度(2018年度)の方および2年度以上受講されていない方です。

運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		お問い合わせ先
10/14(水)	四日市 北部輸送サービスセンター (満員)	自動車事故対策機構三重支所 〒510-0085 四日市市諏訪町4-5 四日市市諏訪町ビル8階 TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189 同機構のホームページ講習のご予約からお申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/
10/21(水)	津 メッセウイングみえ (満員)	
10/22(木)	津 メッセウイングみえ (満員)	
10/27(火)	四日市 北部輸送サービスセンター (満員)	
10/28(水)	四日市 北部輸送サービスセンター (満員)	
1/9(土)	津 メッセウイングみえ (追加設定)	
2/18(木)	津 メッセウイングみえ	
2/19(金)	津 メッセウイングみえ	
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		
9/26(土)	伊賀 伊賀地区輸送サービスセンター	日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 ホームページ 一般講習開催のご案内から 受講申込書でお申込み下さい FAX 052-589-2276
9/27(日)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	
上野自動車学校		お問い合わせ先
9/25(金)	伊賀 上野自動車学校	上野自動車学校 ホームページ 適性診断/運行管理者講習等指導講習(貨物)から 受講申込書でお申込み下さい 〒518-0023 三重県伊賀市野間233番地 TEL0120-24-1130
10/20(火)		
12/3(木)		
1/22(金)		
ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社		別紙
10/5(月)	津 三重県トラック会館	申込用紙を使用しヤマトスタッフサプライへ 直接ファックスでお申込み下さい
11/11(水)	津 三重県トラック会館	

◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

8月末現在発表分

運行管理者試験の受験資格 ならびに 補助者としての要件を満たす 運行管理者基礎講習です。

運行管理者基礎講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		お問い合わせ先
11/17(火)～19(木)	四日市 北部輸送サービスセンター(満員)	自動車事故対策機構のホームページ → 講習のご予約から お申込み下さい
12/16(水)～18(金)	津 メッセウイングみえ	
1/20(水)～22(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会		お問い合わせ先
9/19(土)～21(月)	松阪 松阪地区輸送サービスセンター	ローカルネットワークシステム協同組合連合会のホームページ→基礎講習開催のご案内→受講申込書でお申込み下さい
上野自動車学校		お問い合わせ先
11/25(水)～27(金)	伊賀 上野自動車学校	上野自動車学校の ホームページ → 適性診断/運行管理者講習等指導講習 (貨物) → 受講申込書でお申込み下さい
1/27(水)～29(金)		

◆ 安全宣言事業所 200days 安全宣言ラリー 実施中



多数のエントリーありがとうございます

7/1 ~ 10/31 123日間

11/1 ~ 1/16 77日間

参加会員

110社

参加人数 3,208名

実施中

- ① 無事故/無違反 達成日はトラックカレンダーに○をつけ来年1/16まで記録を残してください。
- ② トラックステッカーを車両に貼り、意識を高めてください

合計200日の 無事故 無違反 に挑戦中

参加会社を三重県トラック協会ホームページで公開しています

◆ 社会と共生、環境にやさしいトラック輸送を

- | | | |
|-------------|-------------|-----------------|
| ①エコドライブの促進 | ④マナーアップ | ⑦輸送の効率化推進 |
| ②アイドリングストップ | ⑤トラックの日清掃活動 | ⑧廃棄物の適正処理とリサイクル |
| ③騒音の低減 | ⑥環境対応車の導入 | ⑨グリーン経営 ⑩その他 |

環境にやさしい
トラック輸送

参加
会員様へ

上記 ①～⑨ の取り組みメニューを中心に、環境にやさしいトラック輸送を実践いただきありがとうございます。一層の取り組みをお願いします。

取り組み期間:9月・10月・11月

参加会員様には、取組み期間終了後に、簡単なアンケートをお送りします。
(回答で粗品を贈呈します)

参加事業所 64社

参加会社を三重県トラック協会ホームページで公開しています

◆ 『 暮らしと経済を支えます～トラック輸送で働く人たち 』

■ 運送業界のお仕事を紹介するコーナー

「暮らしと経済を支えます」

三重テレビ放送 夕方ニュース 情報番組
「Mieライブ」 で放送のお知らせ

「トラック運送事業:ドライバーの職業紹介」
業界PR映像を、三重テレビ放送 夕方ニュース
情報番組「Mieライブ」で放送しています。

就職を考える高校生、大学生。および、既卒の就職希望の皆様。ならびに、広く一般の視聴者の

皆様に トラック輸送という職種とドライバーの仕事に 関心をよせて頂ければと期待しています。

11月まで毎月最終の金曜日「Mieライブ」の番組内で放送です。ご覧いただけますと幸いです。

三重テレビ放送 ニュース情報番組
「Mieライブ」 金曜日拡大号
放送時間 17:40~19:15

【放送スケジュール】

2020年 4月~11月 毎月最終金曜日
約10分間の情報枠を設け放送しています。

9月は石油製品の輸送にあたるドライバーの1日を取り上げます

- | |
|---------------------------|
| 4/24(金) 宅配便ドライバー編 (放送済み) |
| 5/29(金) 大型ウイング車編 (放送済み) |
| 6/26(金) フォークリフト作業編 (放送済み) |
| 7/31(金) 3トンウイング車編 (放送済み) |
| 8/28(金) 商品企画編 (放送済み) |
| 9/25(金) 大型タンクローリー編 |
| 10/30(金) 女性ドライバー編 |
| 11/27(金) アスファルトローリー編 |

◆ 県ト協助成金の申請期限について

【トラック協会の助成金 申請期限】

助成申請の起算日から **3ヶ月以内** です

※起算日(支払日・車検証等の日付)

注意 R2年2月～5月分の申請は受付を終了いたしました
R2年6月以降のものは3ヶ月以内に申請して下さい

- ※ 起算日(支払日・借入日・取得日等の日付)から「3ヶ月後の同日」を申請期限とします。
- ※ 郵送提出 ⇒ 期限日の消印有効です。但し期限日が土日・祝日の場合は、翌日まで受付をします。
持参提出 ⇒ 期限日が、土日・祝日などトラック協会の休業日の場合は、翌営業日まで受付をします。
- ※ 最終締め切り日はR3/1/29です。但し、予算に達した時点で、受付は終了となります。
- ※ 期限内に申請いただけないと受付できません。詳細はHPをご覧ください。

◆ 全ト協助成金の申請期限(変更)について

6月の定期発送でご案内しました「全日本トラック協会助成金」について、新型コロナウイルス感染症対応の一環として予算見直しが行われ、下記助成金は令和2年9月30日(水)必着で受付終了となります。予定されている会員事業者様は受付期間にご注意いただき導入をお願いいたします。

- ① 呼気吹き込み式アルコールインターロック導入助成
- ② 携帯型アルコール検知器導入助成
- ③ 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成
- ④ 血圧計導入促進助成

申請期限(変更)

令和2年**9月30日**

◆ 国交省 低公害車導入助成 受付開始

国交省の低公害車導入助成の受付が、**9月1日(火)～9月18日(金)**迄の期間で始まりましたので、お知らせします。導入を検討中の方は、受付期限までに申込みをしてください。

詳細は、三重県トラック協会のホームページ 又は 国交省のホームページをご参照ください。

三ト協のホームページ <http://www.santokyo.or.jp/> 国交省のホームページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000003.html

◆ 水害統計調査へのご協力のお願い(県土整備部河川課)

県土整備部河川課より令和2年の水害統計調査の協力依頼がありました。詳しい内容については次ページをご確認ください。尚、本調査にご協力頂ける事業者様につきましては直接下記へお問合せください。

<水害統計調査問い合わせ先> 三重県県土整備部河川課 中井氏 TEL 059-224-2682

水害統計調査への協力をお願い

三重県県土整備部河川課

「水害統計調査」は、洪水、内水、高潮、土石流等により、公益事業等施設、個人・法人が所有する一般資産及び河川、道路等の公共土木施設に発生した被害の実態を把握し、治水に係る各種行政施策の実施に必要な基礎資料を得ることを目的として国土交通省が行っております。

公益事業等水害統計調査は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に発生した水害による被害の実態を全国にわたって調査する「水害統計調査」の一部として、公益事業等が水害により被った物的被害額及び営業停止損失額等を把握する調査です。

職務御多忙中に誠に恐縮ですが、公益事業等水害統計は水害防止を図るための行政上の諸施策に資する貴重な資料となるものとなります。今後における水害の発生を防止するためにも、本調査にご協力をお願いします。

ご提出いただいた調査票は、都道府県において取りまとめの上、国土交通省において全国集計いたします。調査票は、この集計以外に使用されることはありません。

該当する被害が発生した場合に、調査にご協力いただける事業者様は、恐れ入りますが、調査期間中に「被害内容」と「水害統計調査にご協力いただける」旨のご連絡を下記へお願いします。連絡を頂き次第、調査票と記載の手引きをお送りいたします。

三重県 県土整備部 河川課 事務担当：中井

TEL：059-224-2682、FAX：059-224-2684

【調査内容】

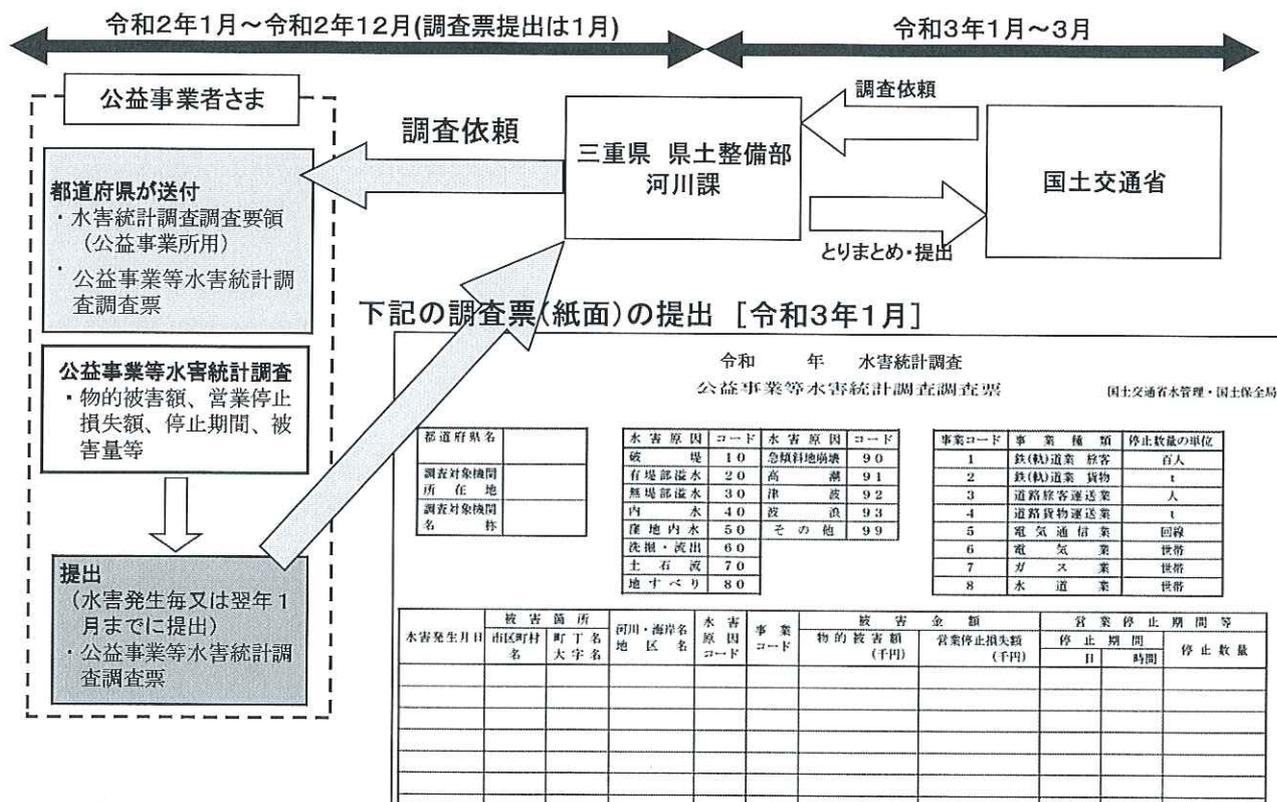
令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に生じた水害により、三重県内において公益事業等が被った有形固定資産（土地及び建物を除く。）の物的被害額、営業停止損失額、営業停止期間及び営業停止数量について

【調査対象の「水害」とは】

この調査での「水害」とは下記の事象とし、その規模の大小を問いません。

- ① 河川（排水路、用水路、下水路等を含みます。）に係る洪水、内水等
- ② 海岸に係る高潮、津波等
- ③ 土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等

【令和2年水害統計スケジュールと流れ】



◆ 社員教育用の DVDの貸し出し

教材用DVDの貸出しをしております。
社員研修・安全教育などにご活用下さい。



最新のDVDは「TRUCK DRIVER'S LIVE」(R2.2月導入)
トラック輸送の役割、ドライバーの仕事内容、魅力を
紹介するリクルート向けの内容となっております。

◇運転者・従事者・管理者向けに様々なDVDをご用意しております◇

貸出しタイトル一覧表 及び 貸出申込書は
三重県トラック協会のホームページからダウンロードしご覧下さい。
<http://www.santokyo.or.jp/> の会員向けコンテンツ『社員教育用DVD貸出』をクリック



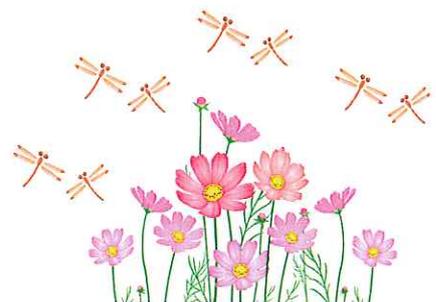
◆ 新入会員様のご紹介

会員名	株式会社 ヨコタエンタープライズ(三重営業所)	TEL	0594-86-7010
代表者名	長谷川 学史	FAX	0594-86-7018
支部	桑員支部	規模	車両5両、従業員2名
所在地	〒511-0946 桑名市五反田1460-2A		
会員名	株式会社 KOSE LINE	TEL	059-388-1475
代表者名	倉本 幸生	FAX	059-388-1475
支部	鈴鹿支部	規模	車両7両、従業員8名
所在地	〒513-0817 鈴鹿市桜島町2丁目15-9		
会員名	伊勢市清掃 株式会社	TEL	0596-22-4141
代表者名	平川 圭吾	FAX	0596-22-4154
支部	南勢支部	規模	車両5両、従業員13名
所在地	〒516-0012 伊勢市通町605番地		

◆ 会員様の所在地変更等

桑員支部	イトウ商事(株)	TEL/0594-41-3150 FAX/0594-41-3151
北勢支部	(有)マツダ	会社名変更/(有)マツダブツリユウ
鈴鹿支部	(株)ライフサポートカンパニー	再入会
松阪支部	藤松運輸(株)	代表者名変更/藤原 弘之

* ご意見ご相談等をお寄せ下さい *



いつも 安全・安心ガードで 大切なお荷物を守っています。

くらし トラックは生活と経済のライフライン

国内貨物輸送量 47 億トンの 9 割を占めるトラック輸送は、我が国の
基幹産業として、生活と経済を支えるライフラインの役割を担っています。



公益社団法人

全日本トラック協会

(公社)北海道トラック協会
(公社)山形県トラック協会
(一社)埼玉県トラック協会
(公社)新潟県トラック協会
(一社)岐阜県トラック協会
(一社)京都府トラック協会
(一社)鳥取県トラック協会
(一社)徳島県トラック協会
(公社)佐賀県トラック協会
(公社)鹿児島県トラック協会

(公社)青森県トラック協会
(公社)福島県トラック協会
(一社)千葉県トラック協会
(公社)長野県トラック協会
(一社)静岡県トラック協会
(一社)大阪府トラック協会
(公社)島根県トラック協会
(一社)香川県トラック協会
(公社)長崎県トラック協会
(公社)沖縄県トラック協会

(公社)岩手県トラック協会
(一社)茨城県トラック協会
(一社)東京都トラック協会
(一社)富山県トラック協会
(一社)愛知県トラック協会
(一社)兵庫県トラック協会
(一社)岡山県トラック協会
(一社)愛媛県トラック協会
(公社)熊本県トラック協会

(公社)宮城県トラック協会
(一社)栃木県トラック協会
(一社)神奈川県トラック協会
(一社)石川県トラック協会
(一社)三重県トラック協会
(公社)奈良県トラック協会
(公社)広島県トラック協会
(一社)高知県トラック協会
(公社)大分県トラック協会

(公社)秋田県トラック協会
(一社)群馬県トラック協会
(一社)山梨県トラック協会
(一社)福井県トラック協会
(一社)滋賀県トラック協会
(公社)和歌山県トラック協会
(一社)山口県トラック協会
(公社)福岡県トラック協会
(一社)宮崎県トラック協会